

第5 一般会計負担の在り方

1. 一般会計負担の考え方

公立病院は、地方公営企業として運営することとされており、独立採算を原則とすべきものです。一方、地方公営企業法では、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」及び「当該地方公営企業の性格上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみを充てることが客観的に困難であると認められる経費」については、一般会計等において負担するものとされています。当該公立病院の提供する医療等のうち一般会計等において費用負担が行われるべきものの範囲についての考え方及び一般会計負担金の算定基準（繰出基準）について明らかにする必要があります。

公立病院は、自治体病院としての役割や都道府県の医療計画を踏まえた役割などを果たすうえで、救急医療など不採算となる事業についても行わなければなりません。一般会計からの負担は、そのような点に着目して行われるものです。負担の基準については、地方公営企業法に基づき、毎年度総務省より通知される「地方公営企業繰出金について」に定められており、平成20年度の繰出項目は、次のとおりです。

- ①「病院の建設改良に要する経費」
- ②「へき地医療の確保に要する経費」
- ③「結核病院の運営に要する経費」
- ④「精神病院の運営に要する経費」
- ⑤「リハビリテーション医療に要する経費」
- ⑥「周産期医療に要する経費」
- ⑦「小児医療に要する経費」
- ⑧「公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費」、
- ⑨「院内保育所の運営に要する経費」
- ⑩「救急医療の確保に要する経費」
- ⑪「附属診療所の運営に要する経費」
- ⑫「高度医療に要する経費」
- ⑬「保健衛生行政事務に要する経費」
- ⑭「経営基盤強化対策に要する経費」

地方公営企業繰出金については、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金が計上されています。毎年度総務省自治財政局長通知が出されていますが、平成20年度の地方公営企業繰出金では病院事業について14項目20種類の経費が通知されています。その内容は、次のようになっています。

＜病院事業における繰出金の区分と地方財政措置 一覧表＞

繰出の根拠 (地方公営企業法)	繰出項目例	経理の区分及び 項目(標準例)	②地財計画 計上額	地方交付税	
				普通	特別
法第17条の2 第1項第1号 経営に伴う収入を もって充てることが 適当でない経費	救急医療	医業収益 他会計負担金	791		○
	保健衛生行政事務		173	○	
	看護師養成所	損益 医業外収益 他会計負担金	38	△	
法第17条の2 第1項第2号 経営に伴う収入の みをもって充てると 客観的に困難であると認めら れる経費	へき地医療		116		○
	不採算地区病院		361		○
	結核病院		101		○
	精神科病院		414		○
	リハビリテーション 医療		176	○	○
	周産期部門運営費		64		○
	小児医療		179		○
	附属診療所		50	△	
	高度医療機器等		524	○	
	支払利息分		706	◎○	
元金償還分	資本	資本金又は 剰余金	1,650	◎○	
建設改良費	資本	資本金又は 剰余金	323	○	
法第17条の3 災害の復旧その他 特別の理由により 必要な場合、補助す ることができる	研究研修費・経営研 修費	損益 医業外収益 他会計補助金	138	○	
	児童手当		※(72)		○
	院内保育所		19		○
	共済追加費用負担経費		166		○
	自治体病院再編等経費	83		○	
第五次健全化〔不良 債務(資金不足)解消 のための繰出し〕	特別利益 他会計繰入金	6		○	
計 6,078 億円					

※の児童手当については地方公営企業全体の計上であり 6,078 億円には含まず。
 普通交付税の◎は事業費に応じた算定、○は各病院のベッド数に応じた算定、
 △は看護師養成所実生徒数・診療所数に応じた算定

なお、平成 20 年度の総務省自治財政局長通知では、直接医療に関わる部分だけでなく、例えば、①健康教育、集団検診、健康増進、疾病予防に要する費用、②医療相談に要する費用、③訪問看護ステーションや地域包括医療センター等との連携に要する費用、④通所リハビリや訪問リハビリ等のリハビリテーションに係る費用、⑤病院が中心になって行う保健・福祉等に関する一般行政部門との共同研修等に要する費用なども繰出しの基準とされています。したがって、公立みつぎ総合病院が行っている地域包括医療・ケアも一般会計の繰出しに該当すると考えられます。

2. 本市の一般会計負担の現状と今後

本市は、尾道市立市民病院及び公立みつぎ総合病院に係る負担金として、それぞれの病院に対し病院事業負担金及び病院群輪番制病院事業負担金を、公立みつぎ総合病院にケアハウス運営費負担金を負担しています。

このうち病院事業負担金は、地方公営企業法に基づき、総務省より通知される地方公営企業繰出金に該当する平成 20 年度の繰出項目は、両病院とも以下のとおりです。

項 目	病院事業
(1) 救急医療の確保に要する経費	医業収益
(2) 保健衛生行政事務に要する経費	
(3) 建設改良に要する経費（企業債利息）	医業外収益
(4) リハビリテーション医療に要する経費	
(5) 高度医療に要する経費（企業債利息）	
(6) 経営基盤強化対策に要する経費	
(7) 院内保育所の運営に要する経費	
(A) 建設改良に要する経費（企業債償還元金）	資本的収入
(B) 高度医療に要する経費（企業債償還元金）	

また、病院事業に対する平成 20 年度の交付税措置は、以下のとおりです。

	説 明
普通交付税	○病床数の算入：単価×病床数 ○診療所分の算入（公立みつぎ総合病院） ○病院事業債元利償還金算入 平成 3 年～13 年度許可債分：40.0% 平成 14 年度許可債分：30.0% 平成 15 年度以降許可債分：22.5%
特別交付税	○救急病院の算入：4 ランク別により算定 ○共済追加費用の算入：単価×調整職員数

本市では、従来から両病院に対して病院事業として、病院の建設改良に要する経費（企業債償還利子）、救急医療に要する経費、保健衛生行政事務に要する経費、経営基盤強化対策に要する経費（共済追加費用）について、地方交付税による算定額を基準として負担しています。

一般会計繰出金は、救急医療などの不採算性に着目して行われるものであり、地方公営企業法等により繰出基準が定められています。このため、総務省より通知される地方公営企業繰出金に該当する項目を基準として、本市の財政当局と協議を行った結果、

1. 繰出基準でいう「その経営をもって充てることができないと認められるもの」に係る積算方法の基準設定の困難性
2. 更なる一般会計負担を伴うとなれば、事前の協議が不可欠となることによる機動性喪失の恐れがあること
3. 両病院間において統一した算定方法による基準額づくりのルールをつくる必要があること
4. 繰出基準は、市の財政事情等により便宜的に変更されるものでないとはいうものの、近年の厳しい財政事情等を全く無視することはできないこと

などにより、当面は、両病院に対して交付税による算定方法を基準として、一般会計負担を行うこととします。

しかしながら、一般会計繰出金のあるべき姿は、地方公営企業法に基づいて毎年度総務省より通知される地方公営企業繰出金項目に基づく繰出基準による繰出しであり、これの実施の可能性について、引き続き両病院と財政当局等が検討、協議をする必要があります。